

東京創造理科同人 規約

1 総則

- (1) この会は東京創造理科同人という。
- (2) この会の事務所は会長、幹事長、または会計の現住所に置く。
- (3) この会は理科教育関係者、及び、この会の趣旨に賛同する者を持って組織する。

2 目的及び事業

- (1) この会は理科教育の振興と会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- (2) この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - ・ 会員相互の理科教育研究上の連絡
 - ・ 理科教育に関する調査、研究、企画
 - ・ 講演会、研究会、協議会、講習会等の開催
 - ・ 科学図書、教具、資材の斡旋
 - ・ その他この会の目的達成に必要な事業

3 役員

- (1) 前条の目的を果たすために次の役員を設ける。
 - ・ 会長 1名
 - ・ 副会長 若干名
 - ・ 幹事長（副会長兼務） 1名
 - ・ 会計（副会長兼務） 1名
- (2) 役員の任務は次のとおりとする。
 - ・ 会長は会を代表し、会務を総理する。
 - ・ 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
 - ・ 幹事長は議案を審議し、会務を執行する。
- (3) 役員及び代表理事の選出は次のとおりとする。
 - ・ 役員は会長が推薦し、総会で承認を得る。
 - ・ 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 会議

- (1) 会議は次の通りとする。
 - ・ 副会長会 2ヶ月に1回開くことを原則とする。
 - ・ 定期総会 年1回、5月に開くことを原則とする。
 - ・ 臨時総会 必要ある場合に会長が召集する。
- (2) 議事は出席者の過半数によって決める。ただし、可否同数の場合は議長が採決する。

5 会計

- (1) 経費は会計及びその他の収入による。
- (2) 個人加入の場合は年額2,000円とする。
- (3) 予算は総会の決議を経なければならない。決算は総会に報告しなければならない。会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

6 付則

- (1) 本会に副会長会の推薦で顧問及び参与を置くことができる。
- (2) この規約を改廃するときは総会の議決を経なければならない。規約改正の場合に改正年月日を付する。
 - ・この規約は平成22年5月1日から実施する。